

## 山ノ内町立学校づくり準備委員会設置要綱

### (設置)

第1条 山ノ内町立の小中学校の統合を円滑に推進するとともに、統合に伴い設置される学校（以下「統合学校」という。）の開校に向け、必要な事項を検討し、調整を図り、準備を行うため、山ノ内町立学校づくり準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 準備委員会は、次の各号に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 統合学校の校名、校歌及び校章に関すること。
- (2) 統合学校の学校運営方針及び学校行事に関すること。
- (3) 統合学校の教育カリキュラム、教育計画及び学級編成等に関すること。
- (4) 統合学校の通学路及び通学方法に関すること。
- (5) 統合学校の施設及び備品等に関すること。
- (6) 統合学校のPTA組織及びコミュニティ・スクールに関すること。
- (7) 統合により未利用となる校舎の利活用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、統合に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 準備委員会は、委員25名以内で組織する

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小学校、中学校及び保育園の保護者代表
- (2) 学校長及び園長会長
- (3) 区長会代表
- (4) 子ども会育成会連絡協議会代表
- (5) 議会議員代表
- (6) 学識経験者
- (7) 公募委員
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項に掲げる者のほかに、オブザーバーを置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了する期間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 3 委員長は、準備委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(会議)

第6条 準備委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 準備委員会は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の半数をもって決し、可  
否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 準備委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見及  
び説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 準備委員会に第2条で規定する事項について調査検討を行うため、専門部会を  
置くことができる。

- 2 専門部会の構成及び構成員は、準備委員会において定める。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を総理し、調査検討結果を準備委員会に報告する。

(報償)

第8条 委員の報償及び委員がその職務を行うために要する費用弁償は、山ノ内町特別  
職の職員の給与に関する条例（昭和31年山ノ内町条例2号）を準用する。

(庶務)

第9条 準備委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育  
委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月11日から施行する。